

官報

号外

平成二十年三月三十一日

○第百六十九回 衆議院會議録 第十五号

平成二十年三月三十一日(月曜日)

議事日程 第七号

平成二十年三月三十一日

正午開議

第一 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)

長提出)

午後零時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員前田正男君は、去る二月十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

前田正男君に対する弔詞は、議長において去る二十九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに經濟安定委員長、内閣委員長、科学技術振興対策特別委員長長の要職につき、また國務大臣の重任にあたられた從三位勲一等前田正男君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

日程第一 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長中野清君。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中野清君登壇)

○中野清君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、犯罪被害者等基本法を踏まえ、法律の題名を犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に改めるとともに、その目的に、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるよう支援することを追加するものであります。

第二に、犯罪被害者が療養のため勤勞できなかった日がある場合における重傷病給付金等の額の加算及びやむを得ない理由がある場合の犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例等の犯罪被害者給付制度の拡充に関する規定を整備するものであります。

第三に、犯罪被害者等の支援を目的とする民間団体の自主的な活動の促進等に関する規定を整備するものであります。

本案は、去る三月二十五日本委員会に付託され、二十六日泉国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十八日質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が附されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

総務委員長提出、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

○議長(河野洋平君) 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。総務委員長渡辺博道君。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(渡辺博道君登壇)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案としての施行

が平成二十年四月一日より後となる場合に備へ、その際の国民生活等の混乱をできる限り回避するため、平成二十年三月三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一、すなわち自動車取得税についての過疎バスに係る非課税措置、免税点の特例措置、低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の期限を暫定的に平成二十年五月三十一日まで延長するとともに、二月二十九日衆議院本会議において可決し、参議院に送付いたしました地方税法等の一部を改正する法律案について所要の規定の整備を行うこととしております。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)
○議長(河野洋平君) 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の趣旨弁明を許します。財務金融委員長 原田義昭君。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)
○原田義昭君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

以上が、本案の提案の趣旨及び概要でございます。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日、これにて散会いたします。
午後零時十四分散会

出席閣僚大臣

総務大臣 増田 寛也君
財務大臣 額賀福志郎君
国務大臣 泉 信也君

議長の報告

(両院協議会請求)

一、去る二十八日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。
平成二十年度一般会計予算
平成二十年度特別会計予算
平成二十年度政府関係機関予算
(両院協議会協議委員長副議長互選)
一、去る二十八日、協議委員長副議長互選の結果、次のとおり当選した。
平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員長 副議長 中山 成彬君

(両院協議会協議委員長選挙通知)

一、去る二十八日、駒崎事務総長から小幡参議院事務総長あて、本院は、平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

逢沢 一郎君 中山 成彬君
森 英介君 田野瀬良太郎君
山本 幸三君 遠藤 利明君
増原 義剛君 小此木八郎君
西 博義君 石田 祝稔君

(通知書受領)

一、去る二十八日、小幡参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

池口 修次君 小川 勝也君
尾立 源幸君 櫻井 充君
榊葉賀津也君 津田弥太郎君
羽田雄一郎君 水岡 俊一君
仁比 聡平君 近藤 正道君

一、去る二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
水産加工施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律
(予算送付及び通知)

一、去る二十八日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
平成二十年度一般会計予算
平成二十年度特別会計予算
平成二十年度政府関係機関予算

(報告書受領)

一、去る二十八日、平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会衆議院協議委員長逢沢一郎君から河野議長あて、両院協議会の成案を得なかつた旨の報告書を受領した。
平成二十年度一般会計予算両院協議会報告書
平成二十年度特別会計予算両院協議会報告書

平成二十年度政府関係機関予算両院協議会報告書

(要求書受領)

一、去る二十八日、内閣から、人事官に谷公土君を任命したいので、国家公務員法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に藤宗和香君、久保茂樹君及び新美育文君を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君を任命したいので、社会保険医療協議会法第三條第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、社会保険審査会委員に諸星裕美君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二十八日、本院は、人事官に谷公土君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に藤宗和香君、久保茂樹君及び新美育文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は、社会保険審査会委員に諸星裕美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

あかま二郎君	浮島 敏男君
清水清一郎君	土屋 正忠君
保坂 展人君	菅野 哲雄君
浮島 敏男君	あかま二郎君
土屋 正忠君	清水清一郎君
菅野 哲雄君	保坂 展人君

(議案通知)

一、去る二十八日、次の内閣提出案は憲法第六十條第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。

平成二十年度一般会計予算

平成二十年度特別会計予算

平成二十年度政府関係機関予算

(議案通知書受領)

一、去る二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二十年度一般会計予算

平成二十年度特別会計予算

平成二十年度政府関係機関予算

一、去る二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(返付議案受領)

一、去る二十八日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二十年度一般会計予算

平成二十年度特別会計予算

平成二十年度政府関係機関予算

(質問書提出)

一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

南水洋における調査捕鯨船に対する妨害行為に關する質問主意書(岡本充功君提出)

脱走米兵と日米地位協定に關する質問主意書(照屋寛徳君提出)

防衛省における裏金組織についての調査に關する質問主意書(鈴木宗男君提出)

志布志事件に携わつた鹿児島県警察官に対する表彰の適否についての政府の認識に關する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島返還の実現に向けた政府の取り組みと国民への説明に關する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出「イージス艦とミサイル防衛の機密保護および日米の情報連携に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員平岡秀夫君提出「一人オーナー会社にかかる税制に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員平岡秀夫君提出「新貸金業法の影響に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「竹島返還の実現に向けた政府の取り組みに關する第三回質問に對する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に對する説明責任に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員滝実君提出「年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱に關する第三回質問に對する答弁書」

衆議院議員滝実君提出「積極財政に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員江田憲司君提出「食の安全・安心のためのトレーサビリティシステムに關する質問に對する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「一九四五年三月十日の東京大空襲についての福田内閣の認識等に關する再質問に對する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「ミャンマーにおける邦人殺害に係る政府の対応に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員岩國哲人君提出「国民の所得格差に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員岩國哲人君提出「いわゆるスーパードロなどに関連する道路整備政策に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員山井和則君提出「年金「未統合記録の全体像」に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員山井和則君提出「薬害肝炎救済法の対象者に關する質問に對する答弁書」

衆議院議員平野博文君提出「軽油引取税の暫定税率等に關する質問に對する答弁書」

平成二十年三月十八日提出
質問 第一九二号
イージス艦とミサイル防衛の機密保護および日米の情報連携に關する質問主意書
提出者 辻元 清美

イージス艦とミサイル防衛の機密保護および日米の情報連携に關する質問主意書
提出者 辻元 清美

イージス艦とミサイル防衛の機密保護および日米の情報連携に關する質問主意書
提出者 辻元 清美

二〇〇八年二月一九日午前四時七分、海上自衛隊のイージス艦「あたご」が漁船と衝突する事故が発生した。同日、横須賀海上保安部は横須賀基地に接岸した「あたご」艦内を家宅捜索し、乗組員から事情聴取を開始した。日米安保体制の「最高機密」でもあるイージス艦への強制捜査は極めて異例、とも言われている。

先の二〇〇七年十一月二十九日には、日本と中国の防衛交流の一環として、日本に寄港した中国海軍艦艇乗員が予定していた海上自衛隊のイージス艦「きりしま」の視察が中止になった。報道によれば、「視察計画を知った在日米軍や在京米大使館

から、防衛省や外務省に問い合わせや中止要請があったため(二〇〇七年一月三〇日、読売新聞)とあるが、これに対し石破茂防衛大臣は米政府の抗議で公開中止とは聞いていない」と述べている。

米軍再編による日米の軍事一体化が進められるなか、日本の安保政策の軸と言われるミサイル防衛システムについて、どのような情報連携が図られているか、今後どのように図られていくかを明らかにすることは、国民に対する政府の責務である。

従って、以下質問する。

一 《「あたご」の行動予定》について

1 当該事故発生以前、「あたご」が横須賀基地に寄港しようとした目的は何か。

2 当該事故発生時、「あたご」には命令が出ていたのか。そうであれば、それはどのような命令だったのか。

3 当該事故発生時、「あたご」は任務中だったという認識か。そうであれば、それはどのような任務だったのか。

4 当該事故発生時、「あたご」は単独で航行中だったのか。または、他の自衛隊艦船、米軍艦船、それ以外の他国艦船が同じ海域に存在したのか。

5 当該事故発生以前、米側は「あたご」が横須賀基地へ寄港すること、寄港予定、寄港目的などを事前に知っていたか。日本政府の認識を示されたい。

二 《「あたご」の衝突事故》について

1 当該事故について、米側がはじめに知ったのはいつであるか。日本政府は認識しているか。

2 当該事故について、日本政府から米側に連絡をしたか。それは何時何分、どのような内容で、誰の指示によるものか。日米双方、やりとりをしたのはどの部署か。現時点まで回数あれば、すべて明らかにされたい。

3 当該事故について、米側から日本政府に問い合わせや連絡、要請があったか。それは何時何分、どのような内容だったか。日米双方、やりとりをしたのはどの部署か。現時点まで複数回あれば、すべて明らかにされたい。

4 当該事故について、米側からどのような見解が出されているか。現時点まで複数回あれば、すべて明らかにされたい。

三 《イージス艦およびミサイル防衛システムに関する情報連携》について

1 当該事故以前、イージス艦に関する報告義務や機密情報の保持について、米側と日本政府の間で何らかの約定・申し合わせが存在したか。具体的に示されたい。

2 当該事故以降、イージス艦に関する報告義務や機密情報の保持について、米側と日本政府の間で何らかの約定・申し合わせが存在するか。具体的に示されたい。

3 当該事故以前、ミサイル防衛システムに関する報告義務や機密情報の保持について、米側と日本政府の間で何らかの約定・申し合わせが存在したか。具体的に示されたい。

4 当該事故以降、ミサイル防衛システムに関する報告義務や機密情報の保持について、米側と日本政府の間で何らかの約定・申し合わせが存在するか。具体的に示されたい。

5 イージス艦およびミサイル防衛システムに関する報告義務や機密情報の保持について、日本政府と米側の間で何らかのやりとりがあった場合、その事実を石破防衛大臣は知っているか。また、石破大臣は何らかの指示をしたのか。

6 イージス艦およびミサイル防衛システムの運用にあたり、これまでに米側の人員が自衛隊艦船に乗船して指導を行ったり、任務上の役割を担うなどした事実はあるか。それはいつ、誰による、どのような内容だったか。

7 当該事故の発生時、米側関係者は「あたご」に乗船していたか。していたとすれば、誰が、艦内のどこで、どのような目的で乗船していたのか。該当者が複数いれば、すべて明らかにされたい。

8 イージス艦の戦闘指揮所には、自衛隊員ですら立ち入りを制限された区域があるというの事実か。事実であれば、それはどのような区域で、どのような機能を担っているのか。また誰によって、どのような理由で制限されているのか。

四 《横須賀海上保安部による家宅捜索》について

1 横須賀海上保安部による家宅捜索について、日本政府から米側に連絡をしたか。それは何時何分、どのような内容だったか。複数回あれば、すべて明らかにされたい。

2 横須賀海上保安部による家宅捜索について、米側から日本政府に問い合わせや連絡、要請があったか。それは何時何分、どのような内容だったか。複数回あれば、すべて明らかにされたい。

3 戦闘指揮所への家宅捜索を横須賀海上保安部は希望したか。

4 海上保安部による戦闘指揮所への家宅捜索は行われたのか。行われなかったのであれば、その理由を明確にされたい。

5 横須賀海上保安部による家宅捜索について、日本政府と米側の間で何らかのやりとりがあった場合、その事実を石破防衛大臣は知っているか。また、石破大臣は何らかの指示をしたのか。

6 当該事故発生後から海上保安部の家宅捜索までの間に、艦外に出た人員、物品などがあるか。それぞれについていつ、誰が、何を、どこへ、何のために持ち出したかを具体的に示されたい。

五 《「きりしま」の視察》について

あったのは事実か。あったとすれば、その内容はどのようなものか。

2 日本と他国との防衛交流について、米側と日本政府の間で何らかの約定・申し合わせが存在するか。具体的に示されたい。

3 日本と他国との防衛交流について、米側から日本政府に対し問い合わせや要請が出されたことはあるか。それはいつ、どのような内容のものが示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第一九二号
平成二十年三月二十八日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員辻元清美君提出イージス艦とミサイル防衛の機密保護および日米の情報連携に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員辻元清美君提出イージス艦とミサイル防衛の機密保護および日米の情報連携に関する質問に対する答弁書
一の1について
護衛艦「あたご」は、米国ハワイ州の近傍の海域で実施したイージス装置及びこれに関連する装置の装備認定試験等の結果についての審査を横須賀に所在する海上自衛隊誘導武器教育訓練隊で行うため、横須賀に寄港する予定であったものである。

一の2について

護衛艦「あたご」は、防衛大臣が発した「護衛艦「あたご」のアメリカ合衆国派遣に関する海上自衛隊一般命令」により、平成十九年十月二十五日から平成二十年二月十九日までの間、イージス装置及びこれに関連する装置の装備認定試験等を実施するため、米国に派遣されていたものである。

一の3について

護衛艦「あた」は、一の2について述べた海上自衛隊一般命令により行動中であつた。

一の4について

お尋ねの「同じ海域」の意味が必ずしも明らかではないが、事故発生時、護衛艦「あた」は、単独で航行していたところである。

一の5について

御指摘のような護衛艦「あた」の日程の詳細については米政府が承知していたかについては、我が国政府としてお答えする立場にない。

二の1から3までについて

米政府が御指摘の事故について最初に知つた時期については、我が国政府としてお答えする立場にない。

また、お尋ねの「問い合わせ」、「連絡」及び「要請」が具体的にいかなるものを指しているのか必ずしも明らかではないが、御指摘の事故の内容についての通報や照会等を目的として我が国政府と米政府との間で連絡が行われたことはない。

二の4について

米政府が御指摘の事故に関する見解を公表したという事実は承知していない。

三の1及び2について

お尋ねの「報告義務」や「機密情報の保持」が具体的にいかなるものを指すのか明らかではないが、イージス武器システムに関しては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(昭和二十九年条約第六号)に従つて平成二年に防衛庁(当時)と米国防省との間で作成されたイージス武器システムに関する了解書において、イージス武器システムに係る情報保全等について規定されている。

三の3及び4について

お尋ねの「報告義務」や「機密情報の保持」が具体的にいかなるものを指すのか明らかではないが、イージス武器システムに係る情報保全等について規定されている。

が、ミサイル防衛システムに関しては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定等に従つて平成十六年に防衛庁(当時)と米国防省との間で作成された弾道ミサイル防衛に関する了解書において、弾道ミサイル防衛システムに係る情報保全等について規定されている。

三の5について

お尋ねの「報告義務や機密情報の保持」について、日本政府と米側の間で何らかのやりとりがあつた場合「いかなるものを指すのか明らかではないが、一般に、防衛省と米国防省との間で、三の1及び2について及び三の3及び4について述べた了解書のような文書の作成に関するやり取りを行う場合には、必要に応じて、防衛大臣(平成十九年一月九日より前は防衛庁長官)が把握し、指示を行つてゐる。なお、三の1及び2について及び三の3及び4について述べた了解書の作成に関するやり取りの逐一については、石破防衛大臣は作成時の防衛庁長官ではないため、承知していない。

三の6について

平成八年度から、毎年度数回程度、米海軍の要員を海上自衛隊のイージス艦に乗艦させ、イージスシステムに関する訓練の支援を受けているが、自衛隊のイージス艦及び弾道ミサイル防衛システムの運用に当たり、米側の要員が自衛隊の任務を担つたことはない。

三の7について

御指摘の事故の発生時、護衛艦「あた」に自衛隊員以外の者は乗艦してゐなかつた。

三の8について

自衛隊の保有するイージス艦においては、搭載する各種センサーにより得られる情報を統合し、各級司令部並びに艦艇及び航空機との情報交換を実施するとともに、各種武器を管制する区画が存在する。

当該区画においては、一般に、特別防衛秘密

に属する物件を取り扱うことから、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百九十九号)第五条並びに特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成十九年防衛省訓令第三十八号)第十条及び第十一条の規定に基づき、当該イージス艦が所属する護衛隊群司令により、許可なく立入ることが制限されている。

四の1、2及び5について

お尋ねの「問い合わせ」、「連絡」及び「要請」が具体的にいかなるものを指しているのか必ずしも明らかではないが、横須賀海上保安部による護衛艦「あた」に関する所要の捜査についての通報や照会等を目的として、我が国政府と米政府との間で連絡が行われたことはない。

四の3及び4について

海上保安庁においては、御指摘の事故について、所要の捜査を進めてゐるところであるが、お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、お答えを差し控えたい。

四の6について

防衛省として現時点で把握している限りでは、次のとおりである。

平成二十年二月十九日午前九時過ぎ、護衛艦「あた」の航海長が、事故の状況について防衛省において説明を行うために、ヘリコプターで護衛艦「あた」を発艦した。航海長は、説明のためのメモ等を携行した。

また、平成二十年二月十九日午前九時三十分ころ、けがをした護衛艦「あた」の乗員一名が、自衛隊横須賀病院で治療を行うためにヘリコプターで護衛艦「あた」を発艦した。この乗員は、衣服、洗面用具等入院に必要な品を含む身の回りの品を携行した。

五の1について

中国海軍艦艇の訪日の際の視察先について、

米側から抗議や要望があつたとの事実はない。

五の2について

御指摘の「約定・申し合わせ」がいかなるものを指しているのか明らかではないが、例えば、平成十九年五月の日米安全保障委員会の際に発表された「同盟の変革…日米の安全保障及び防衛協力の進展」において、防衛の分野を含むオーストラリアとの協力強化について言及されている。

五の3について

我が国と外国との防衛交流について、防衛大臣会談等の重要な案件が行われた際に、米政府を含む各国政府から我が国政府に対して、その結果等の事実関係の問合せがなされることはあるが、その具体的内容については、各国政府との関係もあり、お答えを差し控えたい。

平成二十年三月十八日提出

質問 第一九三号

一人オナー会社にかかる税制に関する質問

主意書

提出者 平岡 秀夫

一人オナー会社にかかる税制に関する質問

問主意書

一人オナー会社にかかる税制について、以下の通り質問する。

1 一人オナー会社に対する措置(特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置)について、これまでの適用実績を問う。

2 制度創設時の目的についての説明は、「一人オナー会社の設立を認める(会社法の改正)に対応しての節税を防止する」であつたが、実際の課税実績は、既設会社への適用例がほとんどと聞く。制度創設時の説明と運用に齟齬があるのではないか。

右質問する。

内閣衆質一六九第一九三号
平成二十年三月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員平岡秀夫君提出一人オーナー会社にかかるとの税制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平岡秀夫君提出一人オーナー会社にかかるとの税制に関する質問に対する答弁書

1 について

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の適用実績については、その実数は把握していないが、平成十九年三月決算法人について標本調査を実施しており、これによれば、同族会社数に占める同制度の適用対象法人数の割合は約四・八パーセントであり、この割合を基に機械的に算出した全適用法人数は約十一・七万社であるとの推計結果になったところである。

2 について

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度については、いわゆるオーナー役員が実質的に支配する会社においては、役員が自らへの役員給与を法人段階で経費として計上して損金の額に算入する一方で、その役員給与について更に個人段階で給与所得控除を受けることが可能であることに対応し、個人事業主との負担の公平を図るための適正化措置であるとの説明を行ってきたところである。

また、御指摘の会社法(平成十七年法律第八十六号)との関連については、会社法の施行により会社の設立が容易になると見込まれたことから、個人事業主との負担の公平を図るための適正化措置が従来以上に必要となるとの状況について説明を行ってきたところであり、「制度創設時の説明と運用に齟齬がある」との御指摘は当たらないと考えている。

平成二十年三月十八日提出
質問 第一九四号

新貸金業法の影響に関する質問主意書
提出者 平岡 秀夫

新貸金業法の影響に関する質問主意書
新貸金業法の影響について、以下の通り質問する。

1

個人への影響として、業者の与信審査の厳正化などにより、貸し渋りが増えているとの情報もあるが、当局は実態をどの程度把握しているか。また、現状についてどのように考えているか。

2

個人への影響として、正規の消費者金融を利用していた借り手が闇金融に流れているとの話も聞くが、当局は実態をどの程度把握しているか。また、現状についてどのように考えているか。

3

セーフティネット整備の進捗状況如何。
業界への影響として、廃業する社が増え、一方、中小貸金業者が闇金融化しているという話も聞くが、当局は実態をどの程度把握しているか。また、現状についてどのように考えているか。

4

貸金業者に対する過払い金について、「過払い金(不当利得)返還請求権には消滅時効がない」との言説があるが、これに対する政府の見解如何。

5

貸金業の会社が解散する場合の過払い金返還請求権の取扱いについて、「過払い金返還請求権については、会社清算人が返還できないときは、過去の会社役員が、遡って返還義務を負う」との言説があるが、これに対する政府の見解如何。

6

会社役員については、会社の過払い金(不当利得)返還請求権とは別に、役員の不作為行為に基づく損害賠償請求などの責任追及を受ける可能性がありうると考えているか。
右質問する。

内閣衆質一六九第一九四号
平成二十年三月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員平岡秀夫君提出新貸金業法の影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平岡秀夫君提出新貸金業法の影響に関する質問に対する答弁書

1 について

消費者向け大手貸金業者を中心に、個人向けの貸付金利について二十パーセント以下に引き下げる動きが見られ、新規与信審査の厳格化により、新規借入申込件数に対する貸付契約の成立割合である新規成約率は、消費者向け大手貸金業者四社で平成十八年三月において六十三・八パーセント、平成十九年三月において四十三・八パーセント、平成二十年一月において三十二・六パーセントと低下してきていると承知している。

また、消費者向け大手貸金業者四社の貸付残高は、主として過払金返還請求の増大や貸倒れの増加により、平成十八年三月末時点五兆九千四百四十四億円、平成十九年三月末時点五兆四千八百八十七億円、同年十二月末時点四兆九千四百九十九億円と減少してきていると承知している。

上限金利の引下げ等を内容とする貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の完全施行の施行期日は、平成十九年十二月十九日から二年半以内で政令で定める日であるが、政府としては、前述の新規成約率の低下は、貸金業者がそれまでの間に利息制限法(昭和二十九年法律第百号)の上限金利以下の貸付金利の下でのビジネスモデルの構築を図っていく動きを踏まえたものであると承知しており、引き続き、貸金業者の貸付動向について注視していきたいと考えている。

2 について

無登録で貸金業を営むいわゆるヤミ金融についての直接的な把握は困難であるが、金融庁、財務局及び財務支局並びに都道府県に寄せられた貸金業の無登録営業に係る苦情・相談件数については、平成十五年度において二万六千二百三十一件、平成十六年度において二万七千二百三十二件、平成十七年度において二万三千六百四十四件、平成十八年度において一万九千七百五十五件(うち四月から十二月までにおいて一万四千八百十八件)、平成十九年四月から十二月までにおいて一万五千三百三十一件となっている。

政府としては、平成十九年四月二十日に、多重債務者対策本部により決定された「多重債務問題改善プログラム」のとり、いわゆるヤミ金融の撲滅に向けた取組の徹底、監督当局による警察への積極的な情報提供や被害相談を受けた場合の無登録業者への電話による警告の実施などに引き続き取り組んでまいりたい。

3 について

「多重債務問題改善プログラム」においては、既存の借り手を対象とした債務整理や生活再建のための相談を受ける窓口の整備・強化、当該相談を前提としたいいわゆるセーフティネット貸付けの提供等の施策に国、地方公共団体及び関係団体が一体となって取り組むことが示されており、これらの関係者において当該プログラムに基づく取組が進められていると認識している。

4 について

貸金業者数は、昭和五十八年の貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の施行以後、昭和六十一年三月末の四万七千五百四業者をピークに趨勢的に減少傾向にあり、特に平成十六年の貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百三十六号)の施行以後大幅に減少

し、平成十九年三月末において一万八千八百三十二業者、直近では、平成二十年一月末において九千八百十九業者となっている。

また、最近の都道府県知事登録の貸金業者に対する行政処分のうち、高金利を処分事由とする行政処分の件数は、平成十八年度において二百件、平成十九年度(平成二十年三月十八日まで)において百八十六件となっている。

政府としては、引き続き、貸金業者数の推移を迅速に把握するとともに、都道府県監督当局等とも連携を図りながら、貸金業者が法令を遵守するよう適切に監督してまいりたい。

貸金業者に対する過払金返還請求権については、消滅時効の対象であり、その時効期間が十年であるとする司法判断(最高裁判所昭和五十五年一月二十四日第一小法廷判決、民集三十四卷一号六十一頁)が示されていると承知している。

6及び7について

民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条は、「故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。」と、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百二十九条第一項は、「役員等がその職務を行うに於いて故意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負ふ。」と規定しているところであるが、具体的な私人間の法律関係の取扱いについてお答えすることは差し控えたい。

平成二十年三月十八日提出
質問 第一九五号

竹島返還の実現に向けた政府の取り組みに関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

竹島返還の実現に向けた政府の取り組みに関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第一三六号)と「政府答弁書」(内閣衆質一六九第一四五号)を踏まえ、再度質問する。

一 一九六二年三月の当時の小坂善太郎外務大臣と崔徳新韓国外務部長官との日韓外相会談の際に、竹島問題について国際司法裁判所へ付託することを小坂外務大臣が提案して以降、我が国から韓国側に対して同提案はなされていないと考えて良いか。「前回答弁書」においても何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

二 二〇〇七年三月三十一日の日韓外相会談(以下、「外相会談」という。)について、「前回答弁書」では「御指摘の外相会談における竹島問題についてのやり取りの詳細について明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたいが、麻生外務大臣(当時)より、竹島について我が国には我が国の立場がある旨述べ、大局的な観点から冷静に対応する必要がある旨指摘した。」との答弁がなされているが、右答弁で言う、竹島についての「我が国の立場」とは具体的にどの様なものか、また竹島問題について「大局的な観点から冷静に対応する」とは、具体的にどの様な対応を政府としてとらなくてはならないと考えているのか説明されたい。

三 二の政府答弁は、竹島は我が国の領土であるという政府の主張を表しているものと理解して良いか。確認を求める。

四 「前回答弁書」では、「政府として、御指摘の大会等は行わず、御指摘の協力、後援等は行わなかった」との答弁がなされているが、島根県が制定した二月二十二日の「竹島の日」において政府として大会等の行事を行わず、島根県が独自に行った会合に対しても何の協力、後援等もないという決定は、政府部内のどこで、誰の

責任においてなされたか。

五 政府が四の決定を下した理由を説明された。「竹島の日」に政府として何の大会等も主催せず、また島根県が独自に行った会合に対しても何の協力、後援等もしないことが、「前回答弁書」で竹島問題について政府が言う「平和的解決を図る上で有効な方策」であると考えているからなのか。

六 「政府答弁書」では、「外相会談」以降に韓国側に対して竹島問題についての抗議を行った日にちについて、「例えば、平成十九年十二月十二日に行っている」との答弁がなされているが、右の抗議はどの様な場で、日本側の誰から韓国側の誰に対して行われたものか説明されたい。

七 六の抗議以降、本年に入ってから、竹島問題について韓国側に抗議はしているか。しているのなら、その日にち、場所及び日本側の誰から韓国側の誰に対して抗議を行ったのかを明らかにされたい。

八 外務省は「竹島問題を理解するための十のポイント」なる竹島問題についての広報用冊子を作成したと承知するが、右の「竹島問題を理解するための十のポイント」はいづ、外務省のこの部局において作成が決定され、また実際に作成され、いつ正式に公表されたのか説明されたい。

九 「竹島問題を理解するための十のポイント」に係る予算はいくらか、またその予算項目は何かに明らかにされたい。

十 「竹島問題を理解するための十のポイント」作成にあつたの決裁書は作成されているか。

十一 「竹島問題を理解するための十のポイント」について、「前回答弁書」並びに「政府答弁書」で何も触れられていないのはなぜか。

十二 本年三月十四日の政府答弁書(内閣衆質一六九第一四四号)では、我が国の抱える領土問題は竹島問題と北方領土問題のみである旨の答弁がなされているが、「竹島問題を理解するた

めの十のポイント」は、北方領土問題についての広報用冊子である「われらの北方領土」に当たると考えて良いか。

十三 「竹島問題を理解するための十のポイント」について、韓国側より何らかの照会はなされたか。

十四 「竹島問題を理解するための十のポイント」は、「われらの北方領土」同様、毎年発行されるか。

十五 「竹島問題を理解するための十のポイント」は、竹島問題の解決及び竹島の我が国への返還の実現に向けて、どの様な意義を有すると政府、特に外務省は認識しているか。右質問する。

内閣衆質一六九第一九五号
平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島返還の実現に向けた政府の取り組みに関する第三回質問に對する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島返還の実現に向けた政府の取り組みに関する第三回質問に對する答弁書

一 について

外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたが、政府としては、御指摘の昭和三十七年三月の日韓外相会談の際等に、竹島問題を国際司法裁判所に付託することを大韓民国側に提案している。

二及び三について

竹島は我が国固有の領土であり、政府として、今後とも竹島の領有権の問題の平和的解決を図るため、粘り強い外交努力を行っていくという方針に基づいて対応していく考えである。

官 報 (号 外)

四及び五について

外務省としては、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきていること等から、御指摘の大会等は行わず、御指摘の協力、後援等は行わなかったものである。

六及び七について

大韓民国による竹島の不法占拠に関し、政府は、同国に対し累次にわたり抗議等を行っており、例えば本年については、二月五日に行っているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、同国との関係もあり差し控えたい。

八及び十について

御指摘の冊子(以下「本件冊子」という。)については、外務省アジア大洋州局が文書による決裁を経て作成したものであり、本年二月に発行された。

九について

本件冊子の作成経費は、三百四十七万円であり、啓発宣伝費から支出された。

十一について

御指摘の「政府答弁書」においては、竹島問題に関する冊子についてのお尋ねがなかったため、本件冊子については言及していない。また、御指摘の「前回答弁書」においては、竹島問題に関する冊子について「具体的な施策を実施すべきではないか」とのお尋ねに対し、「必要な施策を実施してきている」旨をお答えしている。

十二について

本件冊子と「われらの北方領土」を単純に比較し、これらの関係についてお答えすることは困難である。

十三について

お尋ねについては、大韓民国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

十四について

お尋ねについては、現時点で確定的にお答えすることは困難である。

十五について

外務省としても、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討してきているが、本件冊子により、この問題に関する認識が深まることを期待している。

平成二十年三月十八日提出
質問 第一九六号

草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する質問主意書

週刊金曜日二〇〇八年二月八日号に掲載されている、幼少児国際教育交流協会(以下、「協会」という。)がネパールにおける草の根・人間の安全保障無償資金協力(二〇〇三年に「草の根無償資金協力」から改称。以下、「草の根資金協力」という。)の事業を行うべく一九九六年に外務省から約千六百万円の援助を受けたが一部事業の未実施が発覚し、外務省から千二百万円の返還請求がなされたものの、「協会の解散に伴う混乱の中返還はなされず、国民の税金千二百万円がそのまま消えてしまった旨の記事(以下、「記事」という。))と、「政府答弁書」(内閣衆質一六九第一六〇号)を踏まえ、以下質問する。

一 「政府答弁書」では、「記事」の内容は「協会」の会長を務めていた久野登久子氏と週刊金曜日との間のやり取りによるものであるという理由から、外務省として週刊金曜日に抗議を行っている旨の答弁がなされているが、「記事」には「協会」が外務省と相談しながら解散手続きを取り、あたかも「協会」が千二百万円の債務を返還できないことを外務省が承知の上で「協会」の解散を認めたもととれる記述がなされているところ、「記事」がどの様な経緯で書かれたかは別として、外務省として右の様な事実をあくまで否定するのなら、週刊金曜日に抗議を行うか、または外務省が二〇〇七年五月二十四日付で「美術品に関する週刊金曜日」の記事についてとの題で、在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えたとする週刊金曜日の記事(以下、「美術品」)についての記事(以下、「記事」)の内容は事実ではない旨反論する文章を外務省HP上に掲載している様に、外務省HP上に「記事」は事実でないとする文書を掲載する等、外務省として意見を伝えるべきではないのか。

二 「美術品」についての「記事」に対しては、一で述べた様に外務省はHP上に反論する文書を掲載しているのに、「記事」については何ら反論、抗議を行っていないのは、外務省の行動として論理整合性がないと考えるが、外務省の見解如何。

三 「記事」の中で、久野氏が幼少児国際教育研究所なるものを立ち上げ、幼少児のための英会話塾を開講するなど、新たな事業を展開している」と書かれており、外務省として千二百万円の返還をきらめる前にまずは久野氏の事業内容等について調査(以下、「調査」という。)をして、その後再度法的措置を検討すべきではないかとの問いに対して、「政府答弁書」でも「御指摘の久野氏が『新たな事業を展開している』とのことであるが、外務省としてそのような事実は承知しておらず、調査を行っていない」との答弁がなされているが、なぜ外務省は「調査」をしようとならないのか、その理由を明らかにされたい。「政府答弁書」で外務省は「相手方に返還させられるべき財産がない場合には、資金の返還は達成できない」と答弁しているが、相手側に返還する資産があるのかどうか、まずは「調査」をし

て把握すべきではないのか。

四 外務省が「調査」をしようとならないのは、「協会」の解散に伴い消えた千二百万円について、外務省に国民に対する説明をためらわせる、なにがしかやましい、後ろめたい点があるからか。

五 四で、外務省として何らやましい、後ろめたい点がないのなら、「調査」をすべきであると考え、外務省の見解如何。

六 前回質問主意書で、①「協会」により「草の根資金協力」の千二百万円が消えてなくなってしまうことに対して、外務省の担当部局には少なくとも監督責任があり、然るべき立場にある者が責任を負うべきではないのか、②外務省として責任を曖昧なままにしておくという考えを有していると理解して良いかの二点を問うたが、「政府答弁書」では「協会の解散に伴う経過が述べられているのみで、何ら明確な答弁がなされていないところ、右二点についての答弁を再度求める。

七 前回質問主意書で、過去に「草の根資金協力」の事業で、中断がなされ、外務省から資金供与先の団体に資金の返還を求めたことがあるケースを全て挙げ、外務省としてどの様な対応を取ってきたのか明らかにされたいと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねについては、新たに調査を要することから、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、右の問いは国民の尊厳税金が無駄に使われたことではないかを問うたものであり、「新たな調査を要すること」を理由に答弁を拒むことは許されないと考えるところ、右の問いについて明確に答弁することを再度求める。

八 前回質問主意書で、二〇〇一年十二月の自民党の外交部会において、当時の小原雅博外務省無償資金協力課長が、同年同月に開催されたアフガニスタン復興NGO東京会議に「草の根資金協力」の資金を充てる旨の説明をした事実は

あるかと問うたところ、「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。二〇〇一年十二月、自民党の外交部会において、当時の小原雅博外務省無償資金協力課長がアフガニスタン復興NGO東京会議に「草の根資金協力」の資金を充てる旨の説明をし、鈴木宗男衆議院議員より「草の根資金協力」の制度上、それは出来ないのではないかと指摘を受け、その後小原氏も自身の見解に誤りがあつたことを認めたという経緯がなかったのか明らかにされたい。

九 六と八で述べた様に、外務省は質問の趣旨を意図的に外しているともとれる答弁を行っているが、外務省が右の様に正直に質問に答えない理由は何か。

十 「政府答弁書」における外務省の答弁は、閣議で答弁の内容に眼を通す閣僚を欺くものであると考えるが、外務省の見解如何。

内閣衆質一六九第一九六号
平成二十年三月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の美術品についての記事については、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する再質問に対する答弁書（平成二十年三月二十一日内

閣衆質一六九第一七五号）十一から十五までについて述べたとおり、報道機関から在外公館が管理する美術品に関する照会が多くなされたことから、御指摘の記事のうち、事実と反する記述について外務省ホームページに掲載したものであるが、御指摘の幼少児国際教育交流協会（以下「協会」という。）に関する記事については、そのようなことがなく、外務省ホームページに何らかの文書を掲載する措置はとっていない。お尋ねにあるいずれの記事についても、外務省として、週刊金曜日に対し抗議等を行っているものではない。

三から五までについて

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一六〇号）三から六までについては、御指摘の久野氏が「新たな事業を展開している」とのことであるが、外務省としてそのような事実を確認していない旨を述べたものである。資金の返還をさせることができなかったのは、主に相手方に返還させるべき財産がないためであるが、いずれにせよ、これ以上のお尋ねにお答えすることは、御指摘の久野氏のプライバシーにかかわることから差し控えたい。

六について

御指摘の協会に資金の返還を求めた経緯及び外務省の対応については、先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一六〇号）八及び九について詳細に述べたところであり、外務省として、今般のような事態になった責任を曖昧なままにしておく意図があるわけではない。今般のような事態になったことは遺憾であるが、外務省としては、先の答弁書（平成二十年三月十七日内閣衆質一六九第一二二号）六について述べたとおり、本件に関し、外務省の担当部局において不適切な対応をとったとは考えていない。

七について
草の根・人間の安全保障無償資金協力（平成

十五年に、従来の「草の根無償資金協力」から「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称した。）の個別の案件の実施状況を精査する作業は膨大となることから、お尋ねのすべてについてお答えすることは困難である旨、先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一六〇号）十及び十一について述べたものである。

八について

外務省が保管している文書によれば、事実関係は以下のとおりであったと承知している。

平成十三年十二月六日に開催された自由民主党外交関係合同会議において、外務省側より、草の根無償資金協力（当時）により、アフガニスタン復興NGO東京会議にかかる経費の一部の支援を行うことを考えている旨説明したが、自由民主党側より、草の根無償資金協力でそうした支援はできないのではないかと指摘があつたことを受けて、外務省において検討した結果、草の根無償資金協力は、国内における活動に対する支援としては使えないとの結論に至つたことから、同年十二月二十日に開催された自由民主党外交関係合同会議において、外務省よりその結論を説明した経緯がある。

九及び十について

外務省としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁すべきものと考えており、そのように努めていると認識している。

平成二十年三月十九日提出
質問 第一九七号

年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱いに関する第三回質問主意書

提出者 滝 実

年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱いに関する第三回質問主意書
年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱いに関する再質問主意書に対する平成二十年三月十四日の答弁書は、生活を一にする妻が年金の支払いを受け取る際に介護保険料を天引きされれば、所得税法第二百三条の四の規定により、その介護保険料は妻が支払つたものとみなされるから、妻の介護保険料は生活を一にする夫が支払つた場合に当たらないということに要約される。しかし、この取扱いには疑義があるので質問する。

一 所得税法第二百三条の四の規定は、年金受給者の所得税納付の利便と事務の効率化のために設けるものとして所得税法改正の際に説明されてきたものであつて、この規定によつて天引きされる介護保険料が所得税法第七十四条の規定の適用から外れることについては所得税法改正に際して国会で十分な説明がされてこなかったのではないか。

二 イメージがつかめるように数字をあげて説明すると、①老齢基礎年金として年額七十九万二千円の収入がある妻が介護保険料を天引きされた場合と、②これと同じ収入のパート勤めの妻が介護保険料を負担する場合とは、二百万円の年収がある夫の所得税の社会保険料控除について異なる扱いになる。すなわち、①の場合には介護保険料は控除されないのに、②の場合は介護保険料が控除される。このような差異が生じても税制上認容できると考えているのか。

三 このような事態が生じるのは、所得税法第二百三条の四の規定中「支払があつたものとみなす」という表現と所得税法第七十四条の規定の「支払つた場合」という表現にこだわった条文解釈をしたためである。したがって、所得税法第七十四条の規定にしたがい、「生計を一にす

る」という規定の趣旨に戻つて、取扱いを見直すべきではないか。
右質問する。

内閣衆質一六九第一九七号
平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱いに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱いに関する第三回質問に対する答弁書

一について

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)においては、同法第九条第一号の規定により、六十五歳以上の者を第一号被保険者とし、同法第二百二十九条の規定により、第一号被保険者に介護保険料の負担を求めることとしている。この第一号被保険者のうち公的年金等受給者が負担する介護保険料については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十三条の四の規定ではなく、介護保険法第二百三十五條及び第四百零二條の規定に基づき、原則として、その公的年金等の支払の際に、特別徴収の方法によって市町村が徴収することとされている。

また、所得税法第七十四条においては、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又は控除される金額を、その支払った又は控除される居住者のその年分の総所得金額等から控除することとされている。

したがって、介護保険法上、公的年金等の受給者が負担する介護保険料については、その公的年金等の支払の際に特別徴収されることから、所得税法第七十四条の規定により、その特別徴収される公的年金等の受給者自身に介護保険料に係る社会保険料控除が適用されることとなる。

お尋ねの介護保険料と社会保険料控除との関係については、介護保険料は、介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第八十一条の規定による所得税法第七十四条の改正により、社会保険料控除の対象とされたところであるが、この介護保険法施行法は、介護保険法とともに、第四百四十一回国会における審議を経て成立したところである。

二について

お尋ねの①の場合には、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者の老齢基礎年金の支払の際に介護保険料を特別徴収することとなる。

また、お尋ねの②の場合には、御指摘の「パート勤めの妻の立場が明らかではないが、介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者については、その介護保険料分を医療保険の保険料として徴収する仕組みとなつてゐることから、妻が介護保険の第二号被保険者であつて健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第七項に規定する被扶養者である場合には、原則として、妻には個別の介護保険料負担はなく、介護保険の第二号被保険者で健康保険の被保険者である夫から、夫の介護保険料分について、健康保険の保険料として徴収することとなる。

したがって、所得税法第七十四条の規定により社会保険料控除の適用を受ける者は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った居住者であることから、お尋ねの①の場合には、老齢基礎年金から介護保険料を特別徴収された者である妻が、介護保険料について社会保険料控除の適用を受けることとなり、お尋ねの②の場合に前述の前提を置いたときには、原則として、妻の介護保険料負担はなく、介護保険の第二号被保険者で健康保険の被保険者である夫が、夫の介護保険料分を含めた健康保険の保険料について、社会保険料控除の適用を受けることとなる。

このように社会保険料控除の適用を受ける者が異なることとなるのは、介護保険法や健康保険法等における介護保険料の負担の在り方によるものと考えている。

三について

お尋ねの所得税法第二百三十三条の四の規定における「支払があつたものとみなす」については、公的年金等に係る源泉徴収税額を計算するに当たり、公的年金等の支払の際に控除される社会保険料がある場合には、公的年金等から社会保険料を控除した額に相当する金額を公的年金等の支払額とみなすというものであり、同法第七十四条の規定における社会保険料を「支払つた場合」とは異なるものである。

いずれにしても、所得税法第七十四条においては、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その支払った又は控除される居住者のその年分の総所得金額等から控除することとされているところである。

平成二十年三月十九日提出
質問 第一九八号

積極財政に関する質問主意書

提出者 滝 実

積極財政に関する質問主意書

一月十七日に経済財政諮問会議へ提出された「日本経済の進路と戦略 参考試算」(以下「進路と

戦略」といふのが内閣府の名で発表されている。ここで成長シナリオケースAと成長シナリオケースBの比較が示されている。歳出削減幅がケースAでは十四、三兆円、ケースBでは十一、四兆円といふことであるから、相対的に言えば、ケースAが緊縮財政、ケースBが積極財政と見なすことができる。両者を比べると、別表のようになり、この三年間では積極財政の方が、緊縮財政よりも、成長率が高まり、デフレ脱却へ大きく前進し、失業率も減り、しかも国の債務のGDP比は減少し、財政は健全化し持続可能となつてゐる。つまり、積極財政の方が、緊縮財政よりもあらゆる面で良い結果を導くといふことは、明らかであり、政府の行つてゐる緊縮財政は全く正当化されない。

二〇一二年以降、このモデルでは債務のGDP比が逆転する可能性があつたとしても、それが積極財政を否定する理由にはなり得ない。なぜなら二〇一二年以降以降となるモデルの精度が著しく悪くなるからである。例えば、二〇〇七年一月に発表された「短期日本経済マクロ計量モデル(二〇〇六年度版)の構造と乗数分析(ESRI Discussion Paper Series No. 一七三)」と同年三月に内閣府計量分析室で出された経済財政モデル(第二次改訂版)で乗数を比べてみる。公共投資をGDPの1%相当継続的に拡大したとき、両モデルにおける名目GDPの増加の差は、一年目では二、五%だが、三年目となると三十八、五%と飛躍的に拡大するのであり、二〇一二年の精度は極めて悪いと考えるべきである。つまり、積極財政を否定することは無理だと言ふべきである。そこで質問する。

一 積極財政を否定するのは、「進路と戦略」はすべてが誤差が大きすぎて使い物にならないという理由からか。そのような信頼性を欠くモデルで歳出削減や増税を国民に強要すべきではないのではないか。
右質問する。

(別 表)

	二〇〇九年度	二〇一〇年度	二〇一一年度
名目GDP 緊縮財政	五三九・八兆円	五五五・五兆円	五七四・〇兆円
名目GDP 積極財政	五四一・〇兆円	五五七・八兆円	五七七・二兆円
GDPデフレーター 緊縮財政	〇・二%	〇・四%	〇・七%
GDPデフレーター 積極財政	〇・二%	〇・六%	〇・九%
失業率 緊縮財政	三・六%	三・五%	三・四%
失業率 積極財政	三・六%	三・五%	三・三%
国の債務 緊縮財政	七五五・一兆円	七七一・一兆円	七八七・一兆円
国の債務 積極財政	七五五・七兆円	七七二・八兆円	七九〇・六兆円
債務のGDP比 緊縮財政	一三九・九%	一三八・八%	一三七・一%
債務のGDP比 積極財政	一三九・七%	一三八・六%	一三七・〇%

内閣衆質一六九第一九八号
平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出積極財政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員滝実君提出積極財政に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「積極財政を否定する」との趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、我が国の極めて厳しい財政状況を放置すれば、財政の持続可能性に対する疑念の高まりが経済成長自体を阻害するおそれがあり、財政再建がなければ持続的な経済成長も実現しないとの考え方に基づき、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」(平成十八年七月七日閣議決定。以下「基本方針二〇〇六」という。)及び「経済財政改革の基本方針二〇〇七」(平成十九年六月十九日閣議決定)において、歳出・歳入一体改革を実行するところであり、その実現に向け、正面から取り組むこととしている。

なお、御指摘の「日本経済の進路と戦略」開かれた国、全員参加の成長、環境との共生」(平成二十年一月十八日閣議決定)の参考試算においては、基本方針二〇〇六の別表に示された十四・三兆円の歳出削減の考え方に対応するケースと、十一・四兆円の歳出削減の考え方に対応するケースを想定しているところである。

平成二十年三月十九日提出
質問 第一九九号

食の安全・安心のためのトレーサビリティシステムに関する質問主意書

提出者 江田 憲司

食の安全・安心のためのトレーサビリティシステムに関する質問主意書

昨今、食品からの農薬検出や、偽装表示事件等により、消費者の食品に対する不安が高まっている点に鑑み、食の安全・安心を担保するシステムの導入及び運用の適正化を図る観点から、以下の通り質問する。

一 農林水産省において行っている「トレーサビリティシステム導入促進対策事業」について
農林水産省のホームページにて公開されている文書「トレーサビリティシステム導入促進対策(食の安全・安心確保交付金)」によれば、「すべての食品を対象に、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステム導入のために必要なデータベースの構築、情報関連機器や分析機器の整備等を支援する都道府県に対し、交付金を交付する」とのことであるが、

1 いつから何年計画で行っているのか。
2 「すべての食品」とは、文字通り、すべての食品を対象とすると理解してよいのか。農畜産物のみならず、加工食品等も含むと理解してよいのか。具体的に答えられたい。

3 現在までのところ、この交付金でトレーサビリティシステムが構築され、稼働している食品の数と、全体の計画数からの達成率を答えられたい。

二 会計検査院の検査によれば、平成十五年度から十六年度にかけて実施されたトレーサビリティシステム導入促進対策事業において、「トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが稼働しておらず、補助の目的を達していない」事業が多々見受けられる。以下に挙げる具体的事例につき、その後は是正状況、国庫への損害の総額につき、具体的に答えられたい。

- 1 平成十六年度決算指摘事項
- ① 安全野菜栽培協議会(千葉県匝瑺郡野菜

町)において、トレーサビリティシステム導入促進対策事業の実施に当たり、関連機器等を事業費五三二七万円(国庫補助金二五三七万円)で導入。しかし、事業主体が補助金を他の用途に使用し、機器等の導入に係る代金を業者に全く支払わなかったため、請負契約が解除されシステムが稼働しないまま機器等が業者に撤去された。よって、国庫補助金二五三七万円が不当(無駄遣い)と指摘された件。

2 平成十七年度決算指摘事項

① 山形県豚肉トレーサビリティ協議会(山形県山形市)において、トレーサビリティシステム導入促進対策事業の実施に当たり、関連機器等を事業費一億二〇九六万円(国庫補助金五六六八万円)で導入。しかし、導入した機器等の一部しか設置しておらず、残りの機器等は、倉庫に保管されたままになっていた。また、生産履歴・加工流通情報の入力についても、豚肉加工食品に加工した豚十一頭相当分について行っていたに過ぎず、その後、豚肉加工食品の販売不振などから、システムの運用を停止し、設置した機器等についても、ほとんどを撤去していた。よって、国庫補助金五六六八万円が不当(無駄遣い)と指摘された件。

② 金印グループトレーサビリティ導入委員会(東京都中央区)が、トレーサビリティシステム導入促進対策事業の実施に当たり、関連機器等を事業費二六三六万円(国庫補助金八七三万円)で導入。しかし、本システム導入後、同企業グループ内に開発する販売・生産管理システムと前記システムを連携させることとしたため、運用開始を延期したが、同グループの販売・生産管理システムの開発目途が立たず、税金にて導

入したシステムの運用が停止されたままになっていた。よって、国庫補助金八七三万円が不当(無駄遣い)と指摘された件。

③ 安心フードネット協議会(東京都千代田区)が、トレーサビリティシステム導入促進対策事業の実施に当たり、関連機器等を事業費三九三万円(国庫補助金一四九万円)で導入。しかし、同協議会において、システム導入当初より米の取引価格等について構成員相互間で調整がつかなかったことから、十六年度にシステムの運用を停止しており、導入した機器等は使用されておらず、また、同協議会の活動も停止していた。よって国庫補助金一四九万円が不当(無駄遣い)と指摘された件。

3 平成十八年度決算指摘事項

① 東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会(山形県東置賜郡高島町)が、トレーサビリティシステム導入促進対策事業の実施に当たり、関連機器等を事業費四億九〇〇六万円(国庫補助金二億四三五四万円)で導入。しかし、生産者の出荷拠点十八箇所に置かれるはずであった端末装置が四箇所にしか設置されず、また、加工流通・販売業者二者にいたっては実際には補助事業に参加しておらず、業者の配送センター等には端末装置が全く設置されていなかった。そして、設置されなかった端末装置は梱包されたまま倉庫に保管され、或いは所在不明となっていた等さまざまな運用実態が明らかとなった。よって、国庫補助金二億四三五四万円が不当(無駄遣い)と指摘された件。

三 「トレーサビリティシステム導入促進対策事業」により、導入された機器等の利用状況が、次のように、低位にとどまっている場合がある。この原因・背景について農林水産省はどう

認識しているか。また、今後これらの機器を有効に活用していくために、どのような具体的対策を講じていくつもりか。

(平成十五年実施事業)

出荷量の実績／出荷予定数量ベースで、機器の利用状況が五〇パーセントを切るものが、十六年度において三〇パーセント、十七年度において一七パーセント。利用者数の実績／利用予定者数ベースで、同じく機器の利用状況が五〇パーセントを切るものが、十六年度において二〇パーセント、十七年度において一七パーセント。

(平成十六年度実施事業)

出荷量の実績／出荷予定数量ベースで、機器の利用状況が五〇パーセントを切るものが、十七年度において二六パーセント。利用者数の実績／利用予定者数ベースで、同じく機器の利用状況が五〇パーセントを切るものが、十七年度において二〇パーセント。

右質問する。

内閣衆質一六九第一九九号

平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出食の安全・安心のためのトレーサビリティシステムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出食の安全・安心のためのトレーサビリティシステムに関する質問に対する答弁書

一の一について

「トレーサビリティシステム導入促進対策事業」については、平成十五年度及び平成十六年度において補助事業として実施した後、平成十七年度には食の安全・安心確保交付金のうちの事業内容の一つとして実施したものである。

一の二について

当該事業の対象となっている食品は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第二条第三項の特定牛肉を除くすべての食品であり、加工食品も含まれる。

一の三について

お尋ねの食品の数を正確にお答えすることは、作業が膨大となるため困難であるが、当該事業は、平成十五年度から平成十七年度までの間、食品である農産物、畜産物、林産物、水産物及び加工食品を対象に合計二百五十七地区において実施され、現在、そのうち二百五十一地区において当該事業により導入された機器等が利用されている。

二について

農林水産省としては、補助金の適正な執行のため、補助事業者である都県に対し、適切な対応を求めた結果、御指摘のそれぞれの国庫補助金については、これまでにそれらの全額が国庫に返還されたところである。

三について

当該事業により導入された機器等の利用状況が低位にとどまっている事案についてみると、その原因や背景は当該事案の状況により様々であるが、当該事業により導入された機器等を有効に活用していくため、当該事案に係る事業実施主体に対しては改善計画の提出を求めるとともに、その実施状況を点検しているところである。

平成二十年三月十九日提出
質問 第一一〇〇号

国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に関する質問主意書

「政府答弁書(内閣衆質一六九第一五二号)」を踏まえ、以下質問する。

一 「政府答弁書」では、国後島北方海域で北海道の羅臼漁協所属の刺し網漁船四隻がロシア国境警備隊に拿捕された事件以下、「拿捕事件」というのが発生した(二〇〇七年十二月十三日、在エジノサハリンスク日本国総領事館(以下、「総領事館」という。))総領事公邸において、天皇誕生日祝賀レセプション(以下、「レセプション」という。))が開催されたことが明らかにしたが、何人の「総領事館」職員が「レセプション」に参加せず情報収集活動に当たっていたか、「レセプション」開催中も、これに出席していたか、

二 「拿捕事件」が発生してもなお「レセプション」を予定通り行うと決めたのは誰か。その者の官職氏名を明らかにされたい。

三 二の決定についての決裁書は作成されているか。

四 「拿捕事件」が発生しても「レセプション」が延期されず、当初の予定通り行われた理由を明らかにされたい。

五 「レセプション」が当初の予定通り行われたこととはどのような意義があったと外務省は認識しているか。

六 「拿捕事件」が発生した以上、「総領事館」の職員は乗組員の安否の確認等の情報収集等、「拿捕事件」への対応を優先させるべきであって、「レセプション」は延期すべきではなかったのか。高村正彦外務大臣の見解如何。

七 二〇〇六年八月にロシア国境警備隊に拿捕され、未だにその船体が返還されていない根室のカニカゴ漁船第三十一吉進丸につき、外務省はこれまでの答弁書でその現状を確認していると答弁しているが、「政府答弁書」でも「前回答弁書(平成二十年三月四日内閣衆質一六九第一一四号)」の二から七までについてお答えしたとおり、情報収集の内容等について具体的に述べることが、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、答弁を差し控えたい。」と、第三十一吉進丸について外務省が把握している情報を明らかにすることを避けている。こちらが問うているのは、第三十一吉進丸は現在どこにあり、誰が所有し、誰によって何の用途に使われているのか等、外務省が把握しているとする第三十一吉進丸の現状についての詳細な説明を再度求める。

八 外務省は写真またはビデオ等による第三十一吉進丸の船体の映像を入手しているか。「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないが、どの様にしてその映像を入手したか、その手段を明らかにすることは一切求めないところ、第三十一吉進丸の船体の映像を外務省は入手しているか否か、右一点につき明確な答弁を求める。

九 第三十一吉進丸の船体及び「拿捕事件」により押収された第三十一吉進丸、第三十八翼丸、第三十八祐幸丸、第三十一豊佑丸の船体の返還を、外務省がロシア側に求めたのは直近でいつか。それぞれ明らかにされたい。

十 外務省は九で挙げた船の船体の返還を本気で目指しているか。
右質問する。

内閣衆質一六九第二〇〇号
平成二十年三月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五二号）の四から七までについてでお答えしたとおり、在ユジノサハリンスク日本国総領事館（以下「総領事館」という。）は、御指摘の捕獲事件の発生以降、常時関連情報の収集等を行うとともに、だ捕された船体及び乗組員全員の解放等の申入れをロシア側に対して適時に行ってきたとおり、在外公館が行う我が国の外交活動の一環として重要な意義を有している天皇誕生日祝賀レセプションを延期せずに開催したことは、外務省として、外務本省及び総領事館の適切な判断であったと考える。お尋ねの決裁書は作成されていない。

七及び八について

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五二号）の八及び九についてでお答えしたとおり、情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

九及び十について

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五二号）の十から十二までについてでお答えしたとおり、外務省としては、御指摘の点に關し、例えば、平成二十年三月十九日に、だ捕された船体の引渡しを求める等ロシア側に対し申入れを行っているが、外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、差し控えたい。

平成二十年三月十九日提出
質問 第二一〇 一 号

一九四五年三月十日の東京大空襲についての福田内閣の認識等に関する再質問主意書
福田内閣の認識等に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

一九四五年三月十日の東京大空襲についての福田内閣の認識等に関する再質問主意書「前回答弁書」（内閣衆質一六九第一五九号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、一九四五年三月十日の米国による東京大空襲について、政府はこれまで米国側は何らかの形で抗議を行ったことはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省において保存されている文書において確認した範囲では、昭和二十年三月二十二日、我が国政府として、米国政府に対し、御指摘の東京大空襲等について非難し、抗議することとした。この抗議は、スイスを通じて米国に伝えられたものと承知している。」との答弁がなされているが、右答弁にある「東京大空襲等」とは、東京大空襲の他に何が含まれているのか説明されたか。

二 政府は第二次世界大戦終了後、東京大空襲について米国側何らかの形で抗議を行ったことはあるか。
三 二で、あるのならば、それはいつ、どこで、日本側の誰から米国側の誰に対して行われたのか明らかにされたい。

四 二で、ないのならば、その理由を明らかにされたい。

五 政府として、今後毎年三月十日を東京大空襲の日として、八月十五日の全国戦没者追悼式とは別に、犠牲となられた方々に対する慰霊祭等を行う考えはあるか。
右質問する。

内閣衆質一六九第二〇一号
平成二十年三月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四五年三月十日の東京大空襲についての福田内閣の認識等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四五年三月十日の東京大空襲についての福田内閣の認識等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の東京大空襲以外に、当時、名古屋、大阪に対して行われた同様の攻撃が含まれていた。

二から四までについて

先の大戦後に、御指摘の東京大空襲について米国政府に直接抗議を行ったことは確認されていないが、他方、戦後六十年来を現時点において米国に対し抗議を行うよりも、政府としては、我が国としての体験及び戦後の歩み等を踏まえ、今後も、世界の平和と繁栄に貢献していくことが重要であると考えている。

五について

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五九号）二について述べたとおり、政府としては、内地における戦災死没者をも含む今次の大戦における全戦没者に対し、国を挙げて追悼の誠をささげるため、毎年八月十

五日に政府主催により全国戦没者追悼式を実施しており、御指摘の慰霊祭等を行う考えはない。

なお、全国の戦災都市で構成される財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会及び社団法人日本戦災遺族会の共催により、毎年十月二十六日に「太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式」が行われており、政府代表も参列しているところである。

平成二十年三月十九日提出
質問 第二一〇 二 号

ミャンマーにおける邦人殺害に係る政府の対応に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

ミャンマーにおける邦人殺害に係る政府の対応に関する質問主意書

「政府答弁書（内閣衆質一六九第一五三号）」を踏まえ、以下質問する。

一 昨年九月に日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー軍兵士に射殺された事件以下、「事件」という。につき、我が国の警察当局と外務省により「事件」の調査のため結成されたチーム（以下、「調査チーム」という。）が、長井健司さんの遺体を司法解剖した結果及び「事件」を撮影したビデオ画像を鑑定した結果がそれぞれ本年一月四日、昨年十一月十九日に出されていたにもかかわらず、「事件」発生から五カ月が経過した二〇〇八年二月十九日になってミャンマーに派遣されたことについて、「政府答弁書」では「司法解剖結果及びビデオ画像の鑑定結果等を踏まえたミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）警察当局との協議については、ミャンマー政府側との日程調整のため、平成二十年二月十九日に実施されることとなったものである旨の答弁がなされているが、政府が「調査チーム」の派遣を検討し始めたのはいつか。

二 政府が「調査チーム」の派遣をミャンマー側に

打診したのはいつか。

三 ミャンマー側から「調査チーム」の受け入れに応じる旨の連絡を政府が受けたのはいつか。

四 一の政府答弁で言う「ミャンマー政府側との日程調整」とは、具体的にどの様なものか。

五 「政府答弁書」では、「調査チーム」とミャンマー警察当局関係者等との協議について、「ミャンマー側からは、発砲は離れた場所から行われた等の従来同様の説明があるとともに、日本側の指摘については政府部内で報告し、検討する旨の発言があった。」との答弁がなされているが、今回の「調査チーム」の派遣及びミャンマー警察当局関係者等との協議に対する政府の評価如何。「事件」の真相解明並びに長井健司さんが所持していたビデオカメラ(以下、「ビデオカメラ」という。)の返還に向けて、「調査チーム」は十分な役割を果たしたと政府は認識しているか。

六 「政府答弁書」で政府は「政府としては、ミャンマー側に対し、可能な限り速やかに日本側の指摘について検討を行い結果を通知するよう求めていくとともに、その検討結果を含めたミャンマー側の対応を見極めた上で、今後の対応について検討していく考えである。」と答弁しているが、「調査チーム」が本年二月二十日に帰国してから、政府はいつ、どの様な方策をもって、また政府側の誰がミャンマー側の誰に対して、「事件」の真相解明並びに「ビデオカメラ」の返還を求めているのか全て明らかにされたい。

七 「事件」は一人の人間の命が奪われた大変いたましい事件であり、政府は一刻の猶予もなくその真相解明を求められているものと考えているが、政府も同様の認識を有しているか。

八 政府は五の答弁にある、ミャンマー政府部内における「事件」についての検討を経たミャンマー側からの回答に期限を設ける考えはあるか。

九 八で、政府として期限を設ける考えはなく、六の答弁にある様に、あくまでもミャンマー側の

の対応を見極めると言うのなら、それは邦人保護の観点からも、政府の対応としてあまりに悠長ではないか。政府の認識を明確に示されたい。

十 政府はミャンマー側からの回答に期限を設け、かつ、回答がなされるまで現在我が国がミャンマーに対して行っている経済支援を全て差し止める等の措置をとるべきではないのか。政府の見解如何。

内閣衆質一六九第二〇二号
平成二十年三月二十八日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る政府の対応に関する質問に対する答弁書
平成十九年十二月にミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)警察当局から在ミャンマー日本国大使館に対し長井健司氏の死亡事件に係る事実関係の説明がなされた後、両国の専門家を含めた形で協議を行うことを累次ミャンマー政府に申し入れつつ、双方の日程上の都合につき協議を行った結果、平成二十年二月十四日、ミャンマー政府から同月十九日に協議を行う旨の連絡があったものである。

五について
平成二十年二月十九日に両国の専門家を含めた協議を行った結果として、我が方から、司法解剖結果及びビデオ画像の鑑定結果を説明の上、発砲は極めて至近距離から行われたものであるとの分析等を示しつつ、ミャンマー側のこ

れまでの見解の修正及び長井健司氏が所有していたソニー製ビデオカメラ等について更なる捜索を行うよう求めたのに対し、ミャンマー側から、発砲は離れた場所から行われた等の従来同様の説明があったが、今次日本側の指摘について政府部内で報告し、検討する旨の発言を得た。政府としては、同協議の結果をも踏まえ、長井健司氏の死亡事件の真相究明及び同氏が所有していたソニー製ビデオカメラ等の返還に向けた努力を引き続き行っていく考えである。

六について
平成二十年二月十九日の協議以降、同月二十九日及び三月十八日に、在ミャンマー日本国大使館からミャンマー警察犯罪捜査局に対し、また、三月二十五日に、在ミャンマー日本国大使館からミャンマー外務省に対し、長井健司氏の死亡事件の真相究明及び同氏が所有していたソニー製ビデオカメラ等の返還に係る我が国の要求に対するミャンマー側の回答を求めている。

七から十までについて
政府としては、ミャンマーの治安当局による実力行使が行われ、長井健司氏が死亡するに至ったことは極めて遺憾であり、ミャンマー側に対し、具体的な回答期限を設けてはいないが、可能な限り速やかに日本側の指摘について検討を行い結果を通知するよう更に強く求めていくとともに、その検討結果を含めたミャンマー側の対応を見極めた上で、今後の対応について検討していく考えである。

平成二十年三月十九日提出
質問 第二一〇三号
国民の所得格差に関する質問主意書
提出者 岩國 哲人

は必然的であるものの、格差が大きすぎる場合は、公平感が失われ、社会秩序に何らかの問題が発生すると思われる。

したがって、所得格差をはじめとする格差を人々の就業意欲と公平感の双方を維持できる水準にとどめることが、健全な社会の維持・発展のためには非常に重要なことである。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。
一 一九九五年度から二〇〇四年度までの十年間の所得格差の推移と、二〇〇五年度から二〇〇七年度までの所得格差の推移の傾向の違いを比較し、数値を示して、ご説明いただきたい。

なお、本質問主意書にいう「所得格差」とは、低所得世帯(所得下位二十%程度、以下同じ)に対する高所得世帯(所得上位二十%程度、以下同じ)の所得倍率と定義する。

二 今後の所得格差の推移について、政府はどのようなになると予測しているか。

また、所得格差が拡大すると予測している場合、その縮小対策としてはどのようなものを検討しているか。

三 四十七都道府県別の都道府県民所得額の差異は、直近十年間で拡大しているか。

また、今後の差異の推移について、いかなる見解を持っているか。

拡大すると予測している場合、これに対応するため、いかなる施策を検討しているか。

なお、以上の質問に関しては、厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省統計局「家計調査」および内閣府「県民経済計算」を基に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第二〇三号
平成二十年三月二十八日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岩國哲人君提出国民の所得格差に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岩國哲人君提出国民の所得格差に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の定義による「所得格差」を、厚生労働省の国民生活基礎調査において公表されている平成七年から平成十七年までの各暦年の数値を用いて計算すれば、平成七年につき八・七三倍、平成八年につき九・八八倍、平成九年につき一〇・〇一倍、平成十年につき九・三六倍、平成十一年につき九・九一倍、平成十二年につき一〇・一九倍、平成十三年につき一〇・〇〇倍、平成十四年につき一〇・四二倍、平成十五年につき九・六九倍、平成十六年につき一〇・四五倍、平成十七年につき九・七八倍である。また、総務省統計局の家計調査において公表されている平成七年から平成十九年までの各暦年の二人以上世帯の年間収入の数値を用いて計算すれば、平成七年につき四・七二倍、平成八年につき四・七六倍、平成九年につき四・七八倍、平成十年につき四・六二倍、平成十一年につき四・八五倍、平成十二年につき四・七七倍、平成十三年につき四・六八倍、平成十四年につき四・七一倍、平成十五年につき四・三六倍、平成十六年につき四・三四倍、平成十七年につき四・三一倍、平成十八年につき四・五一倍、平成十九年につき四・六〇倍である。なお、御指摘の「所得格差の推移の傾向の違い」については、国民生活基礎調査のデータが平成十七年までしか公表されていないこと及び平成七年から平成十六年までの国民生活基礎調査による数値と家計調査による数値で推移が異なることから、一概にお答えすることは困難であるが、御指摘の「低所得世帯」と「高所得世帯」の所得額の推移については、平成七年から平成十六年までの間はいずれの統計による数値も低下傾向にあり、平成十八年及び平成十九年は家計調査による数値では「高所得世帯」の所得額が上昇している。

二について

政府としては、御指摘の定義による「所得格差」の予測は行っており、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の「四十七都道府県別の都道府県民所得額の差異」について、一人当たり県民所得における都道府県間のばらつきを変動係数でみると、平成八年度の十四・一八パーセントから平成十七年度には十六・三六パーセントとなり、二・一八ポイント拡大している。

また、政府としては、御指摘の「四十七都道府県別の都道府県民所得額の差異」の予測は行っており、お答えすることは困難である。

平成二十年三月十九日提出
質問 第二一〇四号

いわゆるスーパードライバー農道などに関連する道路整備政策に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

いわゆるスーパードライバー農道などに関連する道路整備政策に関する質問主意書

特に交通手段が限定されている地方においては、交通アクセスを容易にする観点から道路整備は非常に重要な施策である。

現行制度においては、「道路法」に基づく道路の所管は国土交通省、「土地改良法」第二条等の「道路法」以外に基づく農業用道路(以下、農道)は農林水産省の所管となっている。

ただし、農道は、市町村道または都道府県道として認定されると法的地位は農道ではなくなる(道路法第七條第一項、第八條第一項)。

一般道路を通行する自動車は、ほぼ乗用車、トラック、バスなど高速自動車占めるのに対し、農道においてはトラクターやコンバインのような大型ではあるが低速度の農業用機械と、農作物を運搬するトラックのような高速自動車の双方が通行するため、高低速混交交通となっている。

また、農作物の集荷などの際に、車両を道路脇などに駐車させて積卸作業を行う必要がある。このような農業交通形態の特殊性を考慮し、農道は、自動車交通量のうち農業にかかわるものが過半を占めるという前提で道路構造が設計されている。

なお、農道は「道路法」の適用を受けないものの、その機能や路線配置によっては「道路構造令」に準拠する。また、道路標識や交通信号機などの交通管理施設は「道路法」、「道路交通法」、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により規定されている。

この点、限られた国家予算を有効に活用するという観点や、実際の利用実態という観点から、現行制度には疑義がある。

したがって、次の事項について質問する。

一 農道のうち大規模なもの(いわゆるスーパードライバー農道、以下同じ)は、従来の農道の規格では建設できなかった一般国道と同等の道幅・付帯設備等の建設が可能である。道路整備が相対的に遅れている地方においては、幹線道路建設の機会と捉えられ、建設が進められた事例もあると考えられる。

このスーパードライバー農道は、一般車両の通行には都合がよいが、農作業をするにあたっては従来の農道より危険な状況が多々発生しうるものである。

この点、一般国道と同様の機能を有するスーパードライバー農道と並行して大規模な道路法に基づく道路を建設することの意義はどこにあると考えているか。

二 国土交通省所管の道路整備と、スーパードライバー農道をはじめとする農林水産省所管の農道整備につき、関係省庁間で連携・調整を行なった実績があるか。

行なった実績があるとすれば、どのような方法で行なったか。

また、これまでに行なった実績がないとすれば、今後行なう予定・計画はあるか。

右質問する。

内閣衆質一六九第二〇四号
平成二十年三月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岩國哲人君提出いわゆるスーパードライバー農道などに関連する道路整備政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岩國哲人君提出いわゆるスーパードライバー農道などに関連する道路整備政策に関する質問に対する答弁書

一について

道路法(昭和二十七年法律第八十号)に基づく道路(以下単に「道路」という)は、高規格幹線道路から日常生活の基盤としての市町村道に至る道路ネットワークを形成し、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に整備している。

一方、お尋ねの「スーパードライバー農道」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に基づく農業用道路(以下「農道」という)については、農業の生産性の向上等に資することを目的に整備している。

このように、道路整備事業と農道整備事業は、その目的が異なることから、適切に役割分担し、効率的な投資及び整備を図っているところである。

二について

道路整備事業と農道整備事業は目的が異なることから、適切に役割分担するとともに効率的な投資が行われるよう、国土交通省と農林水産省との間及び都道府県の道路担当部局と農道担

当部局との間において連絡調整会議を設置する等、両事業の効率的な投資及び整備の推進に向けた調整を行っており、過去五年間では四十八地区において調整を行ったところである。

平成二十年三月十九日提出
質問 第二一〇五号

年金「未統合記録の全体像」に関する質問主意書

提出者 山井 和則

年金「未統合記録の全体像」に関する質問主意書

一 安倍総理(当時)は昨年七月五日、年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会を開催し、この問題(Ⅱ年金の記録問題)につきましては私の内閣の責任において必ず早期に解決をし、最後の一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いをします。」と述べた。

① “消えた年金”五〇〇〇万円の記録のうち、“解決”(安倍総理)済みの記録は何件か。

② “消えた年金”五〇〇〇万円の記録のうち、記録の持ち主が特定できた記録は何件か。

③ ②の記録のうち、年金記録が改められ、正しい年金の支給を受けていると確認できた記録は何件か。

④ 以上の状況に照らし、安倍総理の発言に対する政府の見解如何。

二 政府は本年三月十四日、「未統合記録の全体像」を公表した。

① “一 死亡が判明した者等の記録 三七五万件”のうち、記録の持ち主が特定できた記録は何件か。そのうち、年金記録が改められ、正しい(遺族)年金の支給を受けていると確認できた記録は何件か。

② “一 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録 五五〇万件”のうち、記録の持ち主が特定できた記録は何件か。

録は何件か。

③ “三 五〇〇〇万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録 四七九万件”のうち、記録の持ち主が特定できた記録は何件か。そのうち、年金記録が改められ、正しい年金の支給を受けていると確認できた記録は何件か。

④ 平成十八年六月一日以降基礎年金番号に統合済みの記録 三九四万件のうち、年金記録が改められ、正しい年金の支給を受けていると確認できた記録は何件か。

⑤ “五 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、三月までにねんきん特別便の送付対象となる記録 一一二万件”のうち、記録の持ち主が特定できた記録は何件か。そのうち、年金記録が改められ、正しい年金の支給を受けていると確認できた記録は何件か。

⑥ “六 今後解明を進める記録等 一七一五万件”のうち、記録の持ち主が特定できた記録は何件か。そのうち、年金記録が改められ、正しい年金の支給を受けていると確認できた記録は何件か。

⑦ “七 氏名等補正中であった記録 四七〇万件”のうち、記録の持ち主が特定できた記録は何件か。そのうち、年金記録が改められ、正しい年金の支給を受けていると確認できた記録は何件か。

⑧ 以上の状況に対する政府の見解並びに今後の対応方針及び目標を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第二〇五号
平成二十年三月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 山井和則君提出年金「未統合記録の全体像」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出年金「未統合記録の全体像」に関する質問に対する答弁書

一 ①について

お尋ねの「解決」(安倍総理)済みの記録の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

②及び③並びに⑦の①から⑦までについてお尋ねの「記録の持ち主が特定できた記録」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、平成十八年六月一日以降、基礎年金番号に統合された記録の数(氏名等補正中であった記録に係るものを含む)は、本年二月二十九日時点において約四百七十七万件であり、また、基礎年金番号と結びつく可能性があり、「ねんきん特別便」の送付対象とした記録の数(氏名等補正中であった記録に係るものを含む)は約千百七十二万件である。

これらの記録のうち、国民年金又は厚生年金保険の受給権者の年金の裁定を変更する処理が行われ年金の支給が行われたものの数については、現時点において把握していない。

④及び⑤の⑧について
御指摘の安倍前内閣総理大臣の発言は、できるだけ早く、一人ひとりの年金記録が点検され、正しく年金が支払われるよう取り組む旨を述べたものであると考えており、政府としては、引き続き、昨年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」や、本年一月二十四日の年金記録問題に関する関係閣僚会議(以下「関係閣僚会議」という。)において決定した「年金記録問題に関する今後の対応及び本年三月十四日の関係閣僚会議において決定した「年金記録問題」についての今後の対応に関する工程表」に沿った取組を着実に実施することに

より、御指摘の五千万件の年金記録の基礎年金番号への統合及び内容の解明を進め、正しく年金が支払われるように努めてまいりたい。

平成二十年三月十九日提出
質問 第二一〇六号

薬害肝炎救済法の対象者に関する質問主意書

提出者 山井 和則

薬害肝炎救済法の対象者に関する質問主意書

ファイブリノゲン製剤投与四一八症例リストにある人で、いわゆる薬害肝炎救済法の対象とならない人はいるのか。

内閣衆質一六九第二〇六号
平成二十年三月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 山井和則君提出薬害肝炎救済法の対象者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎救済法の対象者に関する質問に対する答弁書

先の答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第一〇号)十六について、先の答弁書(平成二十年二月一日内閣衆質一六九第二二二号)一及び二について並びに先の答弁書(平成二十年二月九日内閣衆質一六九第六九号)二及び三について述べたとおり、御指摘の「ファイブリノゲン製剤投与四一八症例リスト」に記載がある方々が、特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第四因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二二号)第二条第三項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者に該当するか否かについては、同

法の規定に基づき、裁判所において個々に判断されるものであり、裁判所の判断に先立つて政府がこれを判断するべきものではない。

平成二十年三月十九日提出
質問 第二〇七号

軽油引取税の暫定税率等に関する質問主意書
提出者 平野 博文

書 軽油引取税の暫定税率等に関する質問主意書

租税特別措置は、中立・公平であるべき税制の例外として、特定の政策目的の達成のために設けられる、税制の特則であると承知している。従って、その措置の実現しようとする政策目的や、必要とされる背景、及び効果の検証・納税者の理解がきわめて重要であると考えるところである。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一 租税の税率一般の改廃について

1 一般論として、一般財源、特定財源を問わず、一時的な財政欠損・不足の穴埋めや、財政需要に充てる目的で暫定的に導入された増税は、原則として、その目的とした需要が満たされ又は不要となった場合、速やかに撤廃されるべきものではないか。

2 増税の根拠として説明した財政需要が満たされ、又はその必要が失われたと判断したにもかかわらず、税率を増税前に戻さず、新たな別の財政需要を理由にこれを維持する場合、財政民主主義等の観点に鑑み、課税目的の変更等について、国会に明示的に報告すると共に、国民ないし納税者に対して明確な説明と周知徹底を図る必要はないか。法的・政治的な説明責任が政府に生じると考えるが、見解を問う。

二 平成五年度の軽油引取税の税率引き上げについて

1 平成五年度の税制改正に伴い、軽油引取税

の暫定税率がリッターあたり七円八十銭引き上げられている。この軽油引取税の税率引き上げの根拠について、当時の政府税調の答申の中では「地方道の整備水準及び地方道に係る特定財源比率が依然として低い現状等にかんがみ」などと説明され、また国会答弁等では、軽油の持つ窒素酸化物等の環境負荷や、ガソリンの税率との格差是正を理由として挙げている。

しかし一方で、政府は国会において「第一次道路整備五カ年計画の七十六兆円の予算を確保する必要があるが、一般財源を増やすことは非常に困難」との趣旨の答弁も行っており（平成五年三月二十二日参議院予算委員会など）、一般財源が不足するなかで、軽油引取税について、引き上げ余地が大きいことが増税の理由となつていと理解される。また、この増税が、運送事業者等、特定の者に大きな負担を強いるものであることについての懸念が、当時国会においても議論がなされている。

そこで何うが、軽油引取税の納税者の間では、甚だしく、この時の暫定税率の引き上げは、湾岸戦争当時の多国籍軍への財政支援によつて生じた財政需要に充てるためのものと理解がされている。この点、政府の公式の説明がどうあれ、世間や事業者の間では、湾岸戦争の協力金の穴埋めのための増税と受け止められていることを承知しているか。

2 このような受け止め方をされていることについて、政府の当時及び現在の説明責任をいかに考えるか。道路特定財源について、受益者負担の考え方に立つならば、納税者が負担と受益の関係をどう考えているかを調査することは必須と考えるべきであるが、この調査を怠り、あるいは結果として受益者負担と受け止められていないことに対し、政府のこれまでの情報公開・説明の怠慢・過誤を認める

か。

3 第十一次道路整備五カ年計画は、当初七十六兆円の事業規模とされていたが、実際には七十二兆円弱の支出にとどまり、当初見込んだ需要額を下回った。この点、軽油引取税の暫定税率引き上げは結果的に必要がなかったものであり、少なくともその計画期間の終了と共にこれを撤廃すべきであつたのではないか。平成五年法改正当時の政府の説明の当否、及びその後この暫定税率を維持していることの当否について、政府の見解を求める。

三 必要とする財源額の根拠について

そもそも当時、暫定税率設定の基礎となる必要な事業量や財源の根拠とされる道路整備計画等において、全体の事業量と必要な事業費（第一次では七十六兆円）の算定に際して、必要とする個々の事業の積み重ねなど、十分な証拠・根拠に基づいて、総事業費及び財源となる税率を設定したものではないと考えられるが、この点を認めるか。

四 湾岸戦争の多国籍軍支援の財源について

1 政府は、他党特に野党第一党が対案を提示するに際し、その財源を克明に明示する必要があると考えるか否か。必要なら、それはどの程度詳細なものが必要と考えるか。

2 政府は、自らの提案する政策、及び実施した政策について、その財源を明示する必要があると考えるか否か。

3 湾岸戦争の多国籍軍への支援金の財源について、その内容を明示されたい。具体的には、①支援金の総支出額はいくらか、②平成三年度の法人臨時特別税及び石油臨時特別税の暫定増税によつて確保した財源額はいくらか、それぞれ明示した上で、③増税で不足する財源は歳出削減によつて捻出することとしていたが、最終的にこの経費をいくらか削ぎて捻出したものか、その「財源」の細目を明示していただきたい。

4 軽油引取税の暫定税率引き上げによる地方道路特定財源の増収が完全に反映された平成六年度では、国からの道路整備への一般財源が、対前年・前々年比ともに大きく削減された。結果として国の一般財源の負担は軽減された。このことも踏まえ、政府は、湾岸戦争に關し支出した支援金の財源を後年度に確保するために、平成五年当時、軽油引取税を増税したのではないかととの疑問にどう答えるか。見解を問う。

内閣衆質一六九第二〇七号
平成二十年三月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員平野博文君提出軽油引取税の暫定税率等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平野博文君提出軽油引取税の暫定税率等に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

一般論として、御指摘の「暫定的に導入された増税」の取扱いについては、御指摘の「目的とした需要が満たされ又は不要となった場合」も含め、導入後の経済・財政状況の変化等を踏まえて検討されることとなる。

いずれにせよ、政府は、各年度における税制改正の内容について、国会や国民に対し、必要な説明や広報を行うことにより、その説明責任を果たすよう努めているところである。

二の1について

御指摘のように「受け止められていること」については承知していない。

二の2及び3並びに四の4について

平成五年度の軽油引取税の税率の引上げは、地方道路財源の確保の観点から行われたもので

あり、「第十一次道路整備五箇年計画」(平成五年五月二十八日閣議決定)における地方単独事業、直轄事業負担金等を合計した地方の道路整備費の計画額三千七百八十八億円で、計画期間中の軽油引取税を含む地方の道路特定財源は約十二兆千億円であることから、地方の道路整備費に占める地方の道路特定財源の割合は低いため、地方道路財源の確保という説明は適当であつたと考える。現在に至るまでこのような状況に変わりはないことから、税率を維持していることは適当であると考え。

また、政府として御指摘のような情報公開及び説明の怠慢及び過誤があつたとは認識していない。

三について

第十一次道路整備五箇年計画の策定に際しては、「公共投資基本計画」(平成二年六月二十八日閣議了解策定後における他の公共事業の事業費の伸び率や、「第十次道路整備五箇年計画」(昭和六十六年五月二十七日閣議決定)の計画期間中における道路事業の進捗率等に基づいて、事業量七十六兆円及び道路特定財源に係る税率を決定したものであり、御指摘は当たらないと考える。

四の1について

政府としては、政党による政策提案の在り方について、お答えする立場にはない。

四の2について

政府として予算措置を伴う法律案を提出し、施策を実施する場合には、一般に、その財源について予算等の形で明示しているところである。

四の3について

沿岸地域における平和回復活動を支援するための沿岸平和基金に対する平成二年及び平成三年の拠出金の総額は、一兆四千九百二十八億八

千万円である。このうち、平成二年度補正予算

(第二号及び特第二号)において拠出した一兆千七百億円の財源については、既定経費の節減百十六億三千六百七十八万五千円、予備費の減額二百五十億円、雑収入の増千六百四十四億九千六百六十八万五千円及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成三年法律第二号)に基づき発行する臨時特別公債に係る公債金収入九千六百八十八億六千六百五十三万円により措置することとし、臨時特別公債の償還財源については、新たに措置した法人臨時特別税及び石油臨時特別税の税収六千二百十六億三千五百二十七万九千三百三十三円、平成三年度予算の修正による防衛関係費の減額十億四百八十六万五千円、公務員宿舍施設費の減額七億円、予備費の減額二千億円及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為の減額九百九十一億六千六百六十六万五千円を財源とした一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れ並びに国債整理基金における運用収入四百六十三億六千四百七十二万九千六百七十七円を充てたところである。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十年二月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

第一条中「人の生命又は身体を害する」を削り、「不慮を「不慮」に改め、「残つた者の下に」の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者を加え、「これらの」を、「かつ、継続的に犯罪被害等を受けた」に、「講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資する」を、「講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与する」に改める。

第二条中第五項を第七項とし、第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項中「日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)」を「犯罪行為に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

第二条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。をいう。

第三条中「犯罪被害を受けた者(以下「被害者」という。)」を「犯罪被害者」に、「被害者又は」を「犯罪被害者又はその」に改める。

第五条第一項、第二項及び第四項中「被害者」を「犯罪被害者」に改める。

第六条第一号及び第二号中「被害者」を「犯罪被害者」に改め、同条第三号中「被害者」を「犯罪被害者」に改める。

第七条第一項中「第九条第二項に規定する被害者負担額」を「第九条第五項の規定により加算する額」に、「被害者又は」を「犯罪被害者又はその」に改め、同条第二項中「第九条第二項に規定する被害者負担額」を「第九条第五項の規定により加算する額」に、「被害者」を「犯罪被害者」に、「含む」の下に、「同項」を「同条第二項」に改め、「含む」の下に、「以下この項において同じ」を加え、「期間」を「給付期間」に、「には、その」を「又はその療養のため従前その勤務に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかったことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令の規定による給付(同条第三項に規定する休業日に係るものに限る。)」が行われるべき場合には、それらの」に改める。

第八条第一項中「被害者又は」を「犯罪被害者又はその」に改める。

第九条第一項中「給付基礎額」を「遺族給付基礎額」に改め、同条第二項中「被害者負担額」を「犯罪被害者負担額」に改め、「の間」の下に「(以下この項及び次項において「給付期間」という。)」を加え、「被害者が」を「犯罪被害者が」に、「当該期間」を「給付期間」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤務に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日(給付期間内の日(当該収入の全部又は一部を得ることができなかった日の第三日目までの日を除く。))に限り、当該犯罪被害者が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設

に収容をされた場合(国家公安委員会規則で定める場合に限る。)にあつては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項第二号において「休業日」という。)がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定にかかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額(当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤務に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日(以下この項において「部分休業日」という。)が含まれるときは、当該休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。)を加えた額とする。 第九項第五項中「第一項に規定する給付基礎額」を「政令で定めるところにより算定する障害給付基礎額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。 4 前二項の規定により算定した額が第七項第二項に規定する法令の規定による給付との均衡を考慮して政令で定める額を超える場合における重傷病給付金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該政令で定める額とする。 5 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額(その額が前項の政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額を加えた額とする)。 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該療養についての犯罪被害者負担額 二 当該療養についての休業日がある場合 当該療養についての犯罪被害者負担額に休業加算額を加えた額 第十條第二項中「又は障害」を「若しくは障害」に改め、同条に次の一項を加える。	3 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第一項の申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、同項の申請をすることができる。 第十一條第三項中「被害者」を「犯罪被害者」に改める。 第十二條第一項中「被害者」を「犯罪被害者」に改め、同条第五項中「被害者又は」を「犯罪被害者又はその」に、「被害者の」を「犯罪被害者の」に改める。 第十五條第一項中「第十九條及び第二十條」を「及び第十九條」に改める。 第十九條中「被害者」を「犯罪被害者」に改める。 第二十條中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。 第二十條の二中「犯罪被害者等給付金支給法を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。 第二十二條の見出しを「犯罪被害者等の支援」に改め、同条第一項中「の早期の軽減に資する」を「を早期に軽減するとともに、犯罪被害者又はその遺族(以下「犯罪被害者等」という。)が再び平穩な生活を営むことができるよう支援する」に、「被害者又はその遺族(以下「被害者等」という。)」を「犯罪被害者等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の四項を加える。 3 公安委員会は、次条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間の団体(第五項において「犯罪被害者等早期援助団体等」という。)の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。	4 国家公安委員会は、第一項又は前項の規定に基づき警察本部長等又は公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。 5 国家公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等が組織する団体に對し、当該犯罪被害者等早期援助団体等による犯罪被害者等の支援の適切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 6 前各項に定めるもののほか、国家公安委員会、公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うように努めなければならない。 第二十三條第一項中「犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害者等の早期の軽減に資する」を「犯罪被害者等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるよう支援する」に改め、同条第二項中「であつて犯罪被害者等の早期の軽減に資するもの」を削り、同項第一号中「被害者等」に對する援助の必要性を「犯罪被害者等の支援」に改め、同項第四号を次のように改める。 四 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に對し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。 第二十三條第三項中「被害者等」を「犯罪被害者等」に改め、同条第四項中規定する「を」掲げる「に」、「被害者等の」を「犯罪被害者等の」に改める。 附 則 (施行期日) 第一條 この法律は、平成二十年七月一日から施行する。 (遺族給付金及び重傷病給付金に関する経過措置) 第二條 この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「新法」という。)第七條及び第九條	第三項から第五項までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用し、施行日前に終わった犯罪行為による死亡又は重傷病については、なお従前の例による。 (犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置) 第三條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(以下「旧法」という。)第二十三條第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧犯罪被害者等早期援助団体」という。)、新法第二十三條第一項の規定による指定を受けた者(以下「新犯罪被害者等早期援助団体」という。)とみなす。 2 施行日前に前項の規定により新犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期援助団体に對してされた旧法第二十三條第五項の規定による命令は、新法第二十三條第五項の規定による命令とみなす。 3 この法律の施行の際現に第一項の規定により新犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であり、施行日において引き続き当該新犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員となつたもの(次項において「継続役員等」という。)に對する新法第二十三條第七項の規定(これに係る罰則を含む。)の適用については、その者が旧法第二十三條第二項第二号から第四号までに掲げる業務に關して知り得た秘密は、その者が新法第二十三條第二項第二号から第四号までに掲げる業務に關して知り得た秘密とみなす。 4 旧犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であつた者(継続役員等を除く。)が旧法第二十三條第二項第二号から第四号までに掲げる業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
---	---	---	---

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法及び警察法の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)の項

二 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第十二条の三第一項

理 由

犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等を図るため、法律の目的に犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することに加え、療養のため勤労ができなかった日がある場合における重傷病給付金及び遺族給付金の額の加算を行い、やむを得ない理由がある場合における犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例を設けるほか、犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動の促進等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等を図るため、法律の目的に犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することに加え、療養のため勤労ができなかった日がある場合における重傷病給

付金及び遺族給付金の額の加算を行い、やむを得ない理由がある場合における犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例を設けるほか、犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動の促進等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改めることとする。

2 この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

3 療養のため勤労ができなかった日がある場合における重傷病給付金等の額の加算に関する規定の整備

(一) 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合における重傷病給付金及び遺族給付金の額については、休業加算基礎額にその日数を乗じて得た額を加算することとする。

(二) 第九条第二項及び第三項の規定により算定した額が政令で定める額を超える場合における重傷病給付金の額は、当該政令で定める額とすることとする。

(三) 他の法令の規定による給付と重傷病給付金及び遺族給付金の調整に係る規定を整備することとする。

4 当該犯罪行為の加害者により身体の不自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により所定の期間内に犯罪被害者等給付金の裁定の申請をすることができなかったときは、その理由がやんだ日から六月以内に限り、申請をすることができることとする。

5 犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動の促進等に関する規定の整備

(一) 都道府県公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間の団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(二) 国家公安委員会は、(一)により都道府県公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとする。

(三) 国家公安委員会は、(一)の民間の団体が組織する団体に対し、(一)の民間の団体による犯罪被害者等の支援の適切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

四 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならないこととする。

(五) その他所要の規定を整備すること。

6 この法律は、平成二十年七月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等を図るため、法律の目的に

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することに加え、療養のため勤労ができなかった日がある場合における重傷病給付金及び遺族給付金の額の加算を行い、やむを得ない理由がある場合における犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例を設けるほか、犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動の促進等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、平成二十年度一般会計予算に二十一億三千六百万円が計上されている。

右報告する。
平成二十年三月二十八日
衆議院議長 河野 洋平殿 中野 清

(別紙)
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 政府は、今回の法改正を含め、犯罪被害者等のための施策及び犯罪被害者給付制度の全般について、国民に対し広報啓発活動を積極的にを行い、周知徹底を図ること。

二 近年の相談件数の増加、また給付金申請件数の動向などに鑑み、犯罪被害者等の対応に携わる各種機関は特に犯罪被害者等に対し、その有する権利や手続について十分な教示を行うこと。

三 政府は、犯罪被害者への経済的支援等のさらなる充実を図るとともに、犯罪被害者等基本計画に掲げられた施策の着実な実施に努めること。

四 この法律の対象になつていない過失による犯罪被害、外国における邦人の犯罪被害及び過去の犯罪被害の救済等を引き続き注視し、民間基金の活用等これらの犯罪被害者等への全般的な支援に努めること。

五 犯罪被害者等給付金支給について、犯罪被害等の早期軽減に資するため、裁定の迅速化、早期支給に努めるとともに、その支給水準については、諸外国の動向も参考にしつつ、引き続き見直しを検討していくこと。

六 政府は、民間団体に対する財政的援助を含めた支援の充実に努めるとともに、関係行政機関、民間団体等による犯罪被害者等に対する総合的な支援体制の確立を推進すること。

七 我が国において未曾有の惨禍をもたらしたオウム真理教の犯罪による多数の被害者等に対する適切な支援策を検討すること。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十年三月三十一日

提出者

総務委員長 渡辺 博道

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講ずるため、地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部改正について定めるものとする。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項、第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の公布の日から施行する。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第二条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法附則第三十二条第一項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改め、同条第二項及び第六項の改正規定中「及び第六項」を削り、「に改め」の下に、「同条第六項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め」を加え、同条第七項及び第八項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に、「平成二十年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の施行の日」に改め、同条第十一項及び第十二項の改正規定のうち同条第十一項中「平成二十年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の施行の日」に改める。

附則第二十条の次に次の一条を加える。
(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)
第二十条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律に

よる改正後のそれぞれの法律の規定の適用に
関し必要な事項(この附則の規定の説替えを
含む)その他のこの法律の円滑な施行に
必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避するため、同年三月三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十年三月三十一日

提出者

財務金融委員長 原田 義昭

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三十一日に期限の到来する租税特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講ずるため、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部改正について定める

ものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條、第四十二條の二第一項、第六十七條の十一第一項、第六十七條の十六第五項、第七十二條第一項、第七十五條、第七十六條第一項、第七十八條の二第二項、第八十條第一項並びに第八十條の三第一項及び第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

第八十一條第十項中「平成二十年三月三十一日」の下に「(株式会社が新設分割又は吸収分割を行つた場合において第八十條第一項(第一号から第四号までを除く)の規定を適用するときにあつては、同年五月三十一日)」を加える。

第八十二條、第八十二條の二第二項、第八十三條の三、第八十七條の五第一項、第八十八條の二第一項、第八十九條の四第一項及び第九十條の四第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の公布の日から施行する。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の一部を次のように改正する。

第八條のうち租税特別措置法第七條、第四十二條の二第一項、第六十七條の十一第一項、第六十七條の十六第五項、第七十二條第一項、第七十五條、第七十六條第一項、第七十八條の二第一項、第八十條第一項、第八十條の三第一項及び第四項、第八十二條及び第八十二條の二第一項、第八十三條の三、第八十七條の五第一

項、第八十八条の二第一項並びに第八十九条の四第一項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。
 第八十八条中租税特別措置法第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項の改正規定を次のように改める。

第九十条の四第一項中「平成二十年五月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第九十条の次に次の一条を加える。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第九十条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

平成二十年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避するため、同年三月三十一日に期限の到来する租税特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円